明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○総務省組織令の一部を改正する政令（二三三）　二
○財務省組織令の一部を改正する政令（二三四）　三
○厚生労働省組織令の一部を改正する政令（二三五）　四
○環境省組織令の一部を改正する政令（二三六）　五
○地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二三七）　五
○地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（二三八）　六
○裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二三九）　六
○高圧ガス保安法関係手数料令の一部を改正する政令（二四〇）　六

〔告　示〕
○保険業法第二百七十二条の二十六第一項第四号の規定により少額短期保険業者の業務の一部の停止を命じた件（金融庁三八）　六
○地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づく経営健全化計画の概要を公表する件（総務二〇五）　六
○平成二十八年七月十日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における欠員による繰上補充の選挙会の場所及び日時に関する件（中央選挙管理会一九）　七
○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件（財務一七四）　八
○海上における空対空射撃訓練を実施する件（防衛一六六～一七〇）　八
○海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を実施する件（同一七一）　九
○海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（同一七二）　九
○海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（同一七三）　九

〔人事異動〕
内閣
〔皇室事項〕
〔公　告〕
諸事項
官庁
財団、鉱業法第一四二条の規定、建設業の許可の取消処分関係　九
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　九
会社その他　二六

本号で公布された法令のあらまし

◇**総務省組織令の一部を改正する政令**（政令第二三三号）（総務省）
1　国際戦略局に設置する参事官に係る規定を整備することとした。（第七五条関係）
2　情報流通行政局総務課及び情報通信政策課の所掌事務を変更することとした。（第七七条及び第七八条関係）
3　情報流通行政局に設置する参事官の職務を追加するとともに、同参事官を専任とすることとした。（第七六条、第七八条、第七九条及び第八六条関係）
4　情報流通行政局に設置する参事官の設置期間の特例を定めることとした。（附則第一八条関係）
5　この政令は、令和四年七月一日から施行することとした。

◇**財務省組織令の一部を改正する政令**（政令第二三四号）（財務省）
1　国税局に置くことができる部の数を五九から五八に改めることとした。（第九七条関係）
2　理財局計画官の所掌事務の特例に係る規定を廃止することとした。（附則第五条関係）
3　その他所要の規定の整備を行うこととした。（附則第六条及び第七条関係）
4　この政令は、令和四年七月一〇日から施行することとした。

◇**厚生労働省組織令の一部を改正する政令**（政令第二三五号）（厚生労働省）
1　医政局研究開発振興課の所掌する国立高度専門医療研究センターの組織及び運営一般に関する事務等を大臣官房厚生科学課に移管することとした。（第四条、第二六条及び第三九条関係）
2　大臣官房に医薬産業振興・医療情報審議官を設置することとした。（第一八条関係）
3　医政局に参事官を新設し、同局経済課を医薬産業振興・医療情報企画課に、同局研究開発振興課を研究開発政策課にそれぞれ改組することとした。（第三一条及び第三八条～第三九条の二関係）